

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シートについて

【資料第3号】介護保険課

・介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

第8期介護保険事業計画に記載の内容						令和4年度（年度末実績）				自己評価結果等の共有・公表等		
区分	テーマ（キーワード）	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	目標の評価方法	実施内容	自己評価結果	自己評価内容	課題と対応策	自己評価結果等の共有	自己評価結果等の公表	都への要望
自立支援・介護予防・重度化防止	介護予防・健康づくり	○高齢者が自発的に介護予防の取組を行うためには、介護予防に関する知識の普及啓発による動機づけ及び身近な地域における取組の場が必要である。	○高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発	○認知症に関する講演会・研修会の実施回数：年8回 ○介護予防普及啓発事業の実施 (R3) (R4) (R5) 参加者数 3,890 3,900 3,910 (人)	○年度末における認知症講演会・研修会の開催実績を基に評価する。 ○介護予防普及啓発事業の参加者数	○認知症に関する講演会・研修会の実施回数：年8回 ○介護予防普及啓発事業の参加者数：3,111人	○	○認知症に関する正しい知識や理解を促進する講演会を計画どおり年8回開催し、認知症についての普及啓発を推進することができた。 ○感染症や天候の影響により目標値には届かなかったものの、民間フィットネスクラブと連携して新規事業を実施する等効果的な体力づくりの習慣化ときっかけづくりに寄与することができた。	〈課題〉 ○テーマのマンネリ化。また、コロナ禍により定員が抑制されている。 ○新型コロナウイルス感染症による長い自粛生活の影響で、生活不活発になった結果、体力の衰えや気分の落ち込みが続いていることが懸念される。 〈対応策〉 ○認知症の予防や普及啓発、認知症の暮らしに役立つ内容等、テーマの選定を丁寧に、4生活圏域毎に講演会を実施した。また、来場型を基本としつつ、一部オンラインも活用して開催した。 ○身近な地域で介護予防に取り組むことができる機会を提供し、運動、栄養、社会参加の3つをバランスよく実践するよう呼びかけていく。	○	○	なし
	通いの場への支援	○地域を支える担い手を創出するため、フレイル予防・介護予防等の取組を住民主体の通いの場で積極的に展開し、人と人とのつながりを通じた幅広い年代の区民が通いの場に参加する取組を推進する必要がある。	○住民主体の通いの場の拡充	○区内での通いの場の開設 (R3) (R4) (R5) 開催団体数 32 34 36 (団体)	○通いの場運営支援団体数	○区内での通いの場の開設団体数：28団体	○	○新規の開設団体が、4団体あった。 ○生活支援コーディネーターが随時団体支援を行うとともに、「かよい〜の」代表者連絡会を開催した。団体同士の意見交換のほか、高齢者あんしん相談センターの見守り相談窓口担当者や民生委員、区民ボランティアであるフレイルサポーター等高齢者支援に関わる方々も参加し、交流や広報などを行うことができた。	○例年全地区を対象に「かよい〜の」代表者連絡会を実施していたが、地区ごとに異なるニーズが出てきたため、当年度はひとつの地区で開催した。今後各地区で実施していく。 ○「かよい〜の」の参加者アンケートを実施し、参加者の状況等を把握した。 ○「かよい〜の」の立上げ支援や運営支援、LINEを活用したオンラインプラットフォーム構築事業「加寿多ねっと」を継続して実施していく。 ○フレイルチェックをきっかけとして、新規開設や広報を図るなど、今後もフレイル予防事業とも連携していく。	○	○	なし

第8期介護保険事業計画に記載の内容						令和4年度(年度末実績)				自己評価結果等の共有・公表等		
区分	テーマ(キーワード)	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価結果	自己評価内容	課題と対応策	自己評価結果等の共有	自己評価結果等の公表	都への要望
自立支援・介護予防・重度化防止	通いの場への支援	○身体障害や関節痛があっても継続的に参加することのできる運動法の指導、定期的な体力測定や効果測定等について実施し、要介護状態になっても参加し続けることのできる通いの場を地域に展開する必要がある。	○リハビリテーション専門職種との連携	○住民運営の通いの場へのリハビリ専門職の派遣数:2箇所	○年度末における、指標に対する実績(リハビリ専門職派遣数)の観点で評価する。	○住民運営の通いの場へのリハビリ専門職の派遣数:2箇所	○	○新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を控える団体もあったが、実績としては前年度よりも6回多く派遣を行うことができた。	○住民主体の介護予防活動の推進に資する事業として、今後もリハビリ専門職の活用の効果等の積極的な周知に努め、派遣先の増を図る。	○	○	なし
	介護予防・健康づくり	○口に関する些細な衰えが軽視され、心身機能の低下につながらないよう、歯科衛生士による口腔ケアの指導や口周辺の筋肉を鍛える体操等を行うとともに、管理栄養士による低栄養等の栄養改善に関する講義等を実施し、要介護状態になることを予防する必要がある。	○口腔機能向上や低栄養防止に係る指導	○口腔機能向上教室の実施:年6回 ○転倒予防・口腔機能向上教室参加者数:年130人	○口腔機能向上教室の実施回数 ○転倒予防・口腔機能向上教室の参加者数	○口腔機能向上教室の実施:年5回 ○転倒予防・口腔機能向上教室参加者数:年118人	○	○年度当初、新型コロナウイルス感染症により保健所業務ひっ迫のため、1回は中止せざるを得なかったが、保健所業務が改善された後、ただちに再開し、実施することができた。 ○感染症予防対策を講じ、筋力・バランス能力の向上に加え、栄養・口腔機能の向上を目指す講義を予定どおり実施することができた。	○参加者が集まらない、リポーターが多い等の課題があるため、より多くの方が参加しやすいよう各地域で教室を開催し、開催回数を増やしていく。	○	○	なし
給付適正化	高齢者の社会参加・就労支援	○元気高齢者が社会参加や社会的役割を持って活動するに当たり、必要な知識やスキルを身につける機会が求められている。	○元気高齢者が区内介護施設で簡易な作業補助を行うに当たっての基本的な知識を習得できる「介護施設就業体験セミナー」の実施	○介護施設就業体験セミナーの実施:年2回	○開催回数を年度末に把握するとともに、受講者アンケート等を確認して次年度以降の改善につなげる。	○介護施設就業体験セミナーの実施回数:2回(合計27人受講)	○	○数値目標を達成した。 ○受講者の多くが文京区シルバー人材センターの会員となり、受講後に「介護施設お助け隊」として介護施設における就労につながっており、高齢者自身の生きがいづくりと、介護施設側の負担軽減が一定程度実現できている。	○区内の介護施設の立地と、参加者の居住地が一部マッチしないケースがあるため、参加者が比較的少ないエリアにおいては、シルバー人材センターと協力してポスティングを行うなどの対応を検討する。	○	○	なし

第8期介護保険事業計画に記載の内容						令和4年度(年度末実績)				自己評価結果等の共有・公表等		
区分	テーマ(キーワード)	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価結果	自己評価内容	課題と対応策	自己評価結果等の共有	自己評価結果等の公表	都への要望
給付適正化	要介護認定の適正化	○区は保険者として、調査項目の判断基準の解説や特記事項の記載に係る留意点等の確認を目的とした認定調査員研修を開催し、全国一律の基準に基づいた公正かつ的確な調査の実施と認定調査票の記載内容の充実を図る必要がある。	○現任研修を実施。 ○委託先認定調査票を含め、全件内容確認を実施。	○認定調査項目のばらつきのある項目について、業務分析データを一部活用。 ○現任研修を計3回実施。委託先調査員の原則全員受講を必須要件とする。 ○委託先調査員の理解度の向上に努め、認定調査票の記載内容の充実を図る。	○現任研修後に参加者へのアンケート実施 ○研修後に認定調査票の内容確認時に成果が出ているか確認。 ○業務分析データを3月・9月に確認 ○認定調査票の内容確認を全件実施。 ○研修実施後アンケートを実施し、理解度を把握。	○現任研修を3回に分けて実施。 ○コロナ下でもあり、ZOOM研修を採用。	◎	○現任研修には全員参加した。 ○参加者アンケートでは、各調査項目の考え方のポイントや特記事項に記載すべき内容が分かりやすいと好評であった。 ○調査票の内容確認は継続実施している。	〈課題〉 ○新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取り扱いの影響もあり、更新申請の認定調査数の増加が見込まれている。それに伴い、認定調査票の内容確認業務も増加するため、区調査と委託調査の質の維持に向けて、職員や委託先調査員の確保が必要である。 〈対応策〉 ○認定調査数増と内容確認業務の質と量の確保に向けて、職員体制や質の良い委託先調査先の確保の検討。 ○介護予防・日常生活支援総合事業利用者の基本チェックリストへの移行。	○	○	認定調査数が元に戻っている中で、委託調査員の確保が厳しくなっている。委託先が確保できない認定調査を区で実施するため、遅延が発生し始めている。民間会社が設立した事務受託法人は単価が高く、数千件規模の委託には見合わない。自区でも自区の認定調査員に対し、認定調査を支援するシステムの導入により効率化を図るとともに、委託先調査員の養成に注力している。認定調査経費の高騰に対し補助を希望する。
	要介護認定の適正化	○介護認定審査会における適正な審査判定を行うためには、主治医意見書及び、認定調査票の精度を高める必要がある。 ○12に分かれる部会において、審査内容の差が出ないような平準化が必要である。	○主治医意見書についての地区医師会での「研修会」における周知 ○審査会連絡会における「平準化」に向けた研修的要素を入れた企画の実施	○地区医師会「主治医研修会」への参加 ○審査会連絡会:「認定の適正化・平準化」をテーマとした企画を盛り込む。	-	○地区医師会の「研修会」は、コロナ禍で、実施がなかった。 ○審査会連絡会(12月)は、オンラインを併用して実施する予定であったが、コロナ禍で中止、書面開催となった。	×	○審査会連絡会が書面開催となり、予定していた「適正化への取組」について、事例検討等のグループワークを行うことができなかった。	○区の審査会の事例検討はできなかったが、東京都の認定審査会委員研修を全委員へ案内し、16人が受講した。	○	○	なし

第8期介護保険事業計画に記載の内容						令和4年度(年度末実績)				自己評価結果等の共有・公表等		
区分	テーマ(キーワード)	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価結果	自己評価内容	課題と対応策	自己評価結果等の共有	自己評価結果等の公表	都への要望
給付適正化	介護人材の確保・育成	○高齢者に対する適切な介護や支援を継続的に行って行くために、介護支援専門員等の資質向上が必要である。介護サービス事業者の多くが介護人材不足を感じているのが現状である。	○文京区介護サービス事業者連絡協議会に居宅介護支援事業者部会の設置及び研修会・事例検討会の実施	○介護支援専門員等の資質・実務能力の向上	○研修後に参加者へのアンケート実施	○居宅介護支援事業者部会を8回実施	○	○オンラインで実施し、受講者の移動時間をなくし、コロナ渦でも安心して参加できるよう工夫した。	○介護支援専門員のニーズを考慮した研修テーマでの開催が課題である。研修テーマは、介護支援専門員の活動を支援するものとし、研修参加者アンケートを参考にし、社会情勢の変化に対応した内容にしていく。次年度より委託とし、他自治体で評価の高かった講義も取り込んでいく。	○	○	なし
	ケアプラン点検	○居宅介護支援事業者が、利用者の状態に応じた、より良いケアプランの作成ができるような支援を行うことが必要である。	○事業者に対し、利用者にとっての自立支援を促す内容のものとしてケアプランが作成されているか、等の視点で点検を行い、ケアマネジャーの質の向上を図る。	○区、地域の主任ケアマネジャー、事業者の三者で点検を実施。年12回	-	○ケアプラン点検:10事業所	○	○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ、事前点検を工夫して当日の時間を短くするなどしつつ、必要な点検を行った。	○事業者に対しての必要な点検は適切に行っているが、点検アドバイザーとなる地域の主任ケアマネジャーの人材確保が課題である。	○	○	なし
	住宅改修・福祉用具	○区は保険者として、介護保険サービスが本来の趣旨に沿って給付され、利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進する必要がある。	○福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査	○利用者宅へ訪問調査を行うことで、利用者の状態像に合った適正な利用につなげる。年15件	-	利用者宅訪問調査回数:年13回	◎	○書面による審査において、利用者の状態像から見て必要性が正しく判断されているか、計画どおりに工事等が行われているかを確認している。また、任意抽出した利用者宅を訪問調査することにより、適正に利用されているかを確認する。個別のケースについて適切な利用を案内できた。	○社会状況の影響を受けるところがあり、申請件数を推測することが難しい面がある。そんな中でも回数にとらわれずに訪問を実施することで、適正利用に結び付けることができると考えている。	○	○	なし

第8期介護保険事業計画に記載の内容						令和4年度(年度末実績)				自己評価結果等の共有・公表等		
区分	テーマ(キーワード)	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価結果	自己評価内容	課題と対応策	自己評価結果等の共有	自己評価結果等の公表	都への要望
給付適正化	指導監督	○全ての高齢者に対し、適切な介護サービスが提供されるよう、事業者に対し、法制度等の正しい理解を促すことが必要である。	○事業者に対し、法制度の正しい理解を促し、適切な介護サービスを確保するための集団指導及び運営指導又は監査の実施	○事業所運営指導及び監査: R3 30件 R4 30件 R5 30件	-	○事業者運営指導件数:14件(内訳) 居宅介護支援 4件 訪問サービス 2件 短期入所サービス 3件 地域密着型サービス 3件 施設サービス 1件 その他 1件	○	○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ、介護サービスの適切な提供に資するべく、必要な運営指導を行った。	○事業者に対しての必要な指導は適切に行っているが、事業所数の増加への体制構築が課題である。	○	○	なし
	介護サービス事業者支援	○高齢者が住み慣れた地域で有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者が必要とするサービスを介護事業者が適切に提供していくことが大切である。 ○利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進する必要がある。	○苦情・通報情報の活用	○区民や介護サービス事業者等から寄せられる相談や苦情及び通報情報のうち、不適切なサービスが提供されていると考えられる場合には、事業者への事実確認、関係部署への情報提供、連携体制の構築などを通じて、介護サービス事業者への助言、指導を実施する。	-	○介護保険相談窓口設置:専門相談員3人	○	○利用者・事業者等から苦情があった場合は、迅速に被通報事業所等への聞き取り、事実確認を行い、対応について助言した。また、事業者指導担当、高齢者相談担当及び高齢者あんしん相談センター等と情報を共有し、必要場合は事業者から報告書の提出を受け、必要な助言・指導を実施した。	○苦情対応について、利用者への的確な対応ができていない小規模事業者が多いという課題がある。そのため、苦情内容及び対応について、介護サービス事業者連絡協議会等を通じて事業者にも事例を示し、情報共有をすることで、苦情を未然に防ぐための丁寧な説明や注意すべき点について周知を行う。また、来年度は介護現場の実例から学ぶカスタマーハラスメントと苦情処理、介護職の接遇マナー等をテーマとする研修を実施する。	○	○	なし
	縦覧点検・医療情報との突合	○区は保険者として、介護保険サービスが本来の趣旨に沿って給付され、利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進する必要がある。	○縦覧点検・医療情報との突合	○縦覧点検・医療情報との突合することで、適正な報酬請求を促す。	-	○国保連に委託して実施した。	○	○実施することで不適切な請求の点検ができ、医療と介護の重複請求が排除できた。	-	○	○	なし

第8期介護保険事業計画に記載の内容						令和4年度(年度末実績)				自己評価結果等の共有・公表等		
区分	テーマ (キーワード)	現状と課題	第8期における 具体的な 取組	目標 (事業内容、指標等)	目標の 評価方法	実施内容	自己 評価 結果	自己評価 内容	課題と対応策	自己 評価 結果 等の 共有	自己 評価 結果 等の 公表	都への 要望
給付適正化	介護給付費通知	○区は保険者として、介護保険サービスが本来の趣旨に沿って給付され、利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進する必要がある。	○給付費通知の送付	○給付費通知を送付することで、利用者自身が介護サービス給付費や自己負担額を確認し、不正請求の発見及び抑制につなげる。	-	○給付費通知を送付した(年2回)。	◎	○年2回送付した。	-	○	○	なし